

大川広域行政組合職員の職の設置に関する規則

〔平成9年3月18日〕
規則第1号

| | | |
|----|------------------|------------------|
| 改正 | 平成9年6月27日規則第8号 | 平成10年9月30日規則第8号 |
| | 平成11年5月21日規則第8号 | 平成12年3月27日規則第2号 |
| | 平成15年4月1日規則第3号 | 平成15年4月1日規則第7号 |
| | 平成15年10月1日規則第13号 | 平成15年12月1日規則第15号 |
| | 平成16年3月24日規則第1号 | 平成17年9月22日規則第15号 |
| | 平成18年3月24日規則第8号 | 平成19年3月29日規則第1号 |
| | 平成19年3月29日規則第4号 | 平成21年2月25日規則第3号 |
| | 平成21年6月24日規則第7号 | 平成22年3月25日規則第2号 |
| | 平成24年8月6日規則第2号 | 平成25年3月22日規則第2号 |

大川地区広域行政振興整備事務組合職員の職名に関する規則（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 職員の職の設置については、法令及びその他の規則の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「職員」とは、管理者の機関の補助機関である常勤の職員をいう。

（職員の職）

第3条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 施設管理者
- (4) 園長
- (5) 会計管理者
- (6) 事務長
- (7) 所長
- (8) 主幹
- (9) 園長補佐
- (10) 所長補佐
- (11) 副主幹
- (12) 係長
- (13) 主査
- (14) 主任

- (15) 副主任
- (16) 主任主事
- (17) 主事
- (18) 生活相談員
- (19) 看護職員
- (20) 管理栄養士
- (21) 栄養士
- (22) 介護支援専門員
- (23) 機能訓練指導員
- (24) 支援員
- (25) 介護職員
- (26) サービス提供責任者
- (27) 訪問介護員
- (28) 調理員

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月27日規則第8号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月30日規則第8号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年5月21日規則第8号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第13号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日規則第15号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第1号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日規則第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第7号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月6日規則第2号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条並びに第3条の規定による改正後の大川広域行政組合さざんか荘管理規則第3条の3第7号、第4条第18号及び第19号の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。